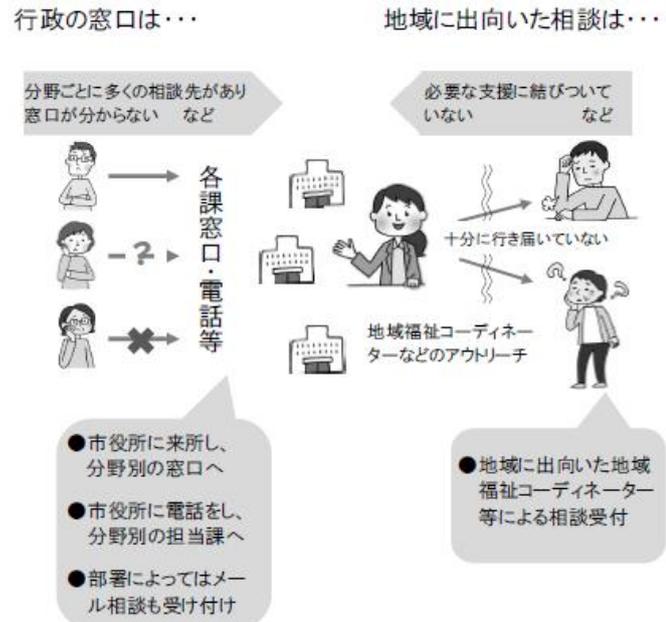


●現状の相談・支援体制

【主な相談支援機関等】

地域包括支援センター
 基幹相談支援センター
 地域子育て支援センター
 子育て世代包括支援センター
 生活サポート相談窓口
 ほっとネットステーション
 権利擁護センターあんしん西東京
 在宅療養連携支援センター にしのわ
 子ども家庭支援センター のどか
 教育支援課
 男女平等推進センター パリテ
 消費者センター
 住宅課
 ふれまち助け合い活動
 多摩小平保健所
 小平児童相談所
 田無警察署
 西東京消防署
 など



第4期地域福祉計画（P.28）より

【これまでの対応】

受けた相談に対し、

- ・適切な部署を案内し、そちらへ相談するよう促す。
- ・その内容に応じ、関係する機関と調整を行い問題の解決を図る。

など対応は様々となっている。

●なぜ重層的支援体制の整備が必要となるのか

○地域共生社会の実現（第4期西東京市地域福祉計画・計画の目指すもの）

<地域共生社会>

市に住み・活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会を目指す。

人と人、人と社会がつながること、一人ひとりが生きがいや役割を持って必要な際には助け合いながら暮らしていくことができる地域・社会をつくるという考え方。

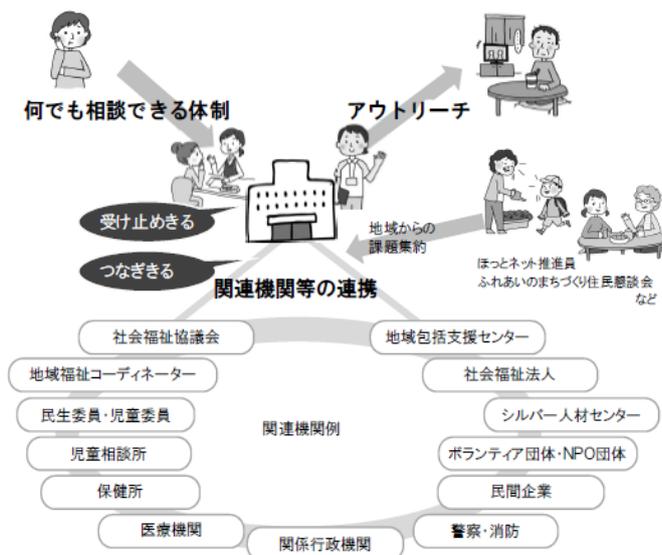


<包括的支援体制>

そのためには、地域においては、地域の人々が困りごとに気づき、解決したり行政などにつなぐための仕組みづくりが必要となり、行政においてはつながった困りごとの解決に向けて、あらゆる分野・機関が連携し包括的に支援を行うことで地域の活動を支える仕組みが必要となる。



包括的な支援体制を構築していくための機能として、「重層的支援体制」を整備



第4期地域福祉計画（P.29）より

○社会福祉法の改正（令和3年4月）

⇒（背景として）地域共生社会の実現と、そのための包括的な支援体制の整備（法106条の3）が必要。

<現在>

- ・相談先がわかっている課題
 - ・自ら相談に行くことができる方
- ⇒分野別の相談支援機関

- ・世帯の複合的課題
 - ・制度の狭間
 - ・自ら相談に行くことができない（社会的孤立等）方
- ⇒対応しきれない
・各機関が個別に対応

<包括的な支援体制の整備>

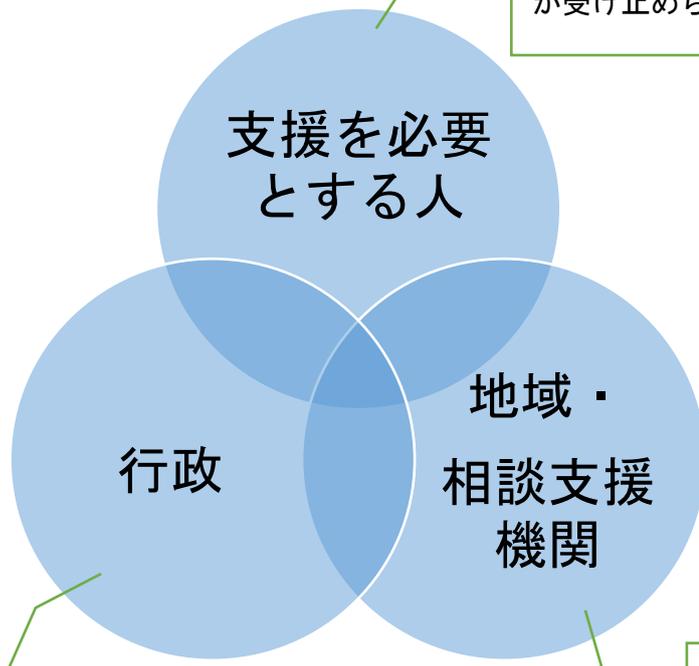
- ・住民にとって他人事が我が事となるような環境の整備
- ⇒地域交流の場、機会づくり
- ⇒住民参加を促す取組
- ・住民に身近な地域で相談を受けることができる体制づくり
- ⇒各分野での地域に身近な相談窓口・拠点等

<今後>

- ・住民が気づいた課題をつなぐ先が充実する。
- ・課題を早期に発見することができる（深刻化の防止）
- ・複合課題等に対し連携して解決に向けて取り組むことができる。
- ・住民との協力関係の充実
- ・本人が役割や生きがいを持って地域社会で暮らしていくことにつなげる。

【重層的支援体制の意義】

分野をまたぐ複雑な課題を抱える人の相談が受け止められ、支援につながる。

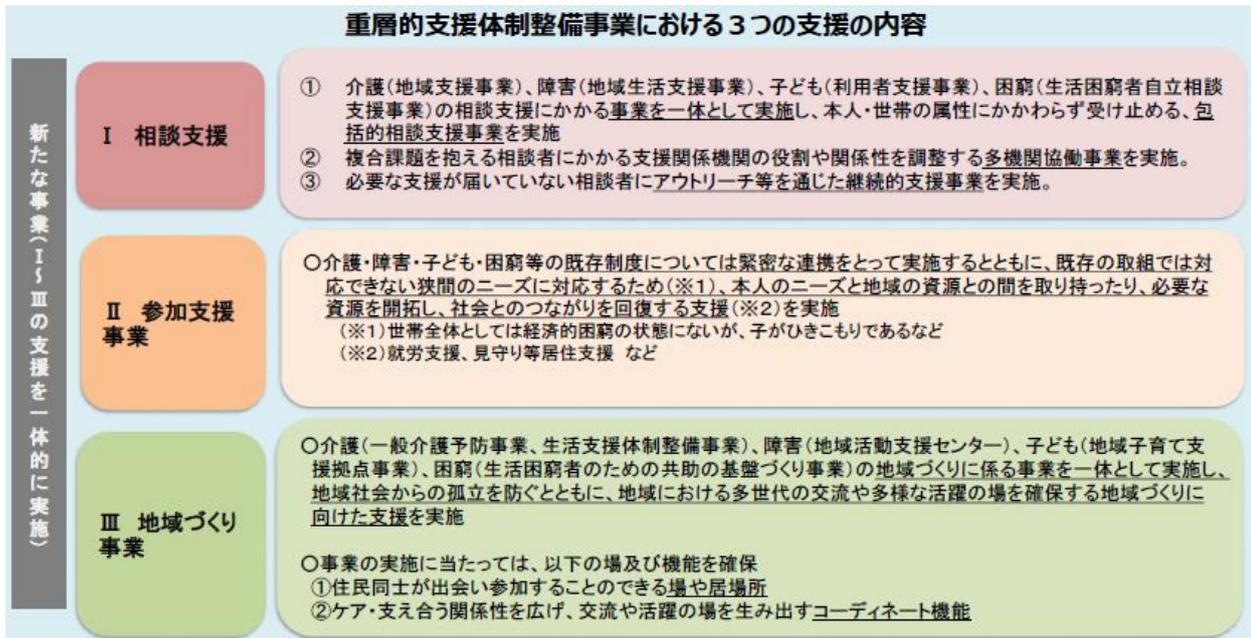


支援の届いていなかった人への支援ができる。
支援の質の向上を図ることができる。

課題に気づいた際、全てを抱え込む必要がなく、支援にかかる困難さを軽減できる。

●重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、『相談支援（包括的な相談支援の体制）』、『参加支援』、『地域づくりに向けた支援』、『アウトリーチ等を通じた継続的支援事業』、『多機関協働』、『支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）』により実施する。



I 相談支援

○包括的相談支援事業

- ・包括的な相談の受け止め
- ・支援機関のネットワーク
- ・多機関協働事業へのつなぎ

○多機関協働事業

- ・包括的な相談支援体制の構築
- ・重層的支援体制の要
- ・支援機関の役割分担

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援につなぐ
- ・潜在的な相談の発掘
- ・本人とつながり

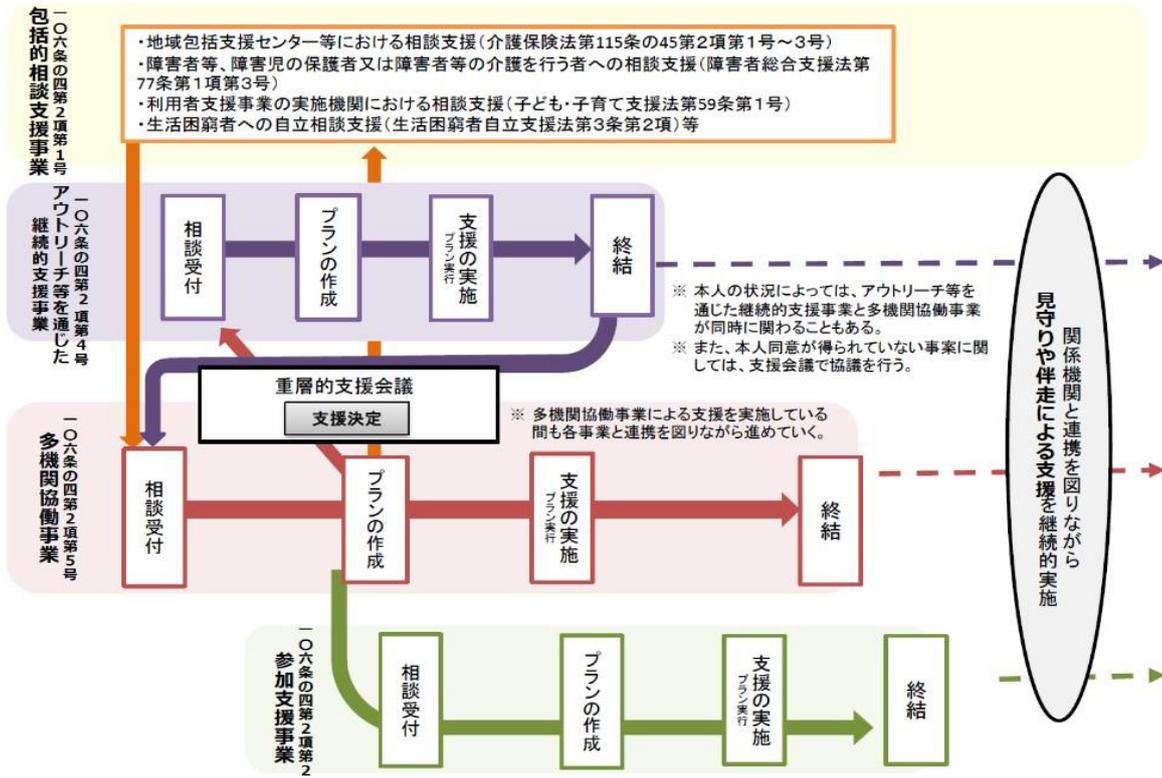
II 参加支援

- ・利用者と支援者のマッチング
- ・必要な資源の開拓
- ・社会とのつながりづくりへの支援

III 地域づくり

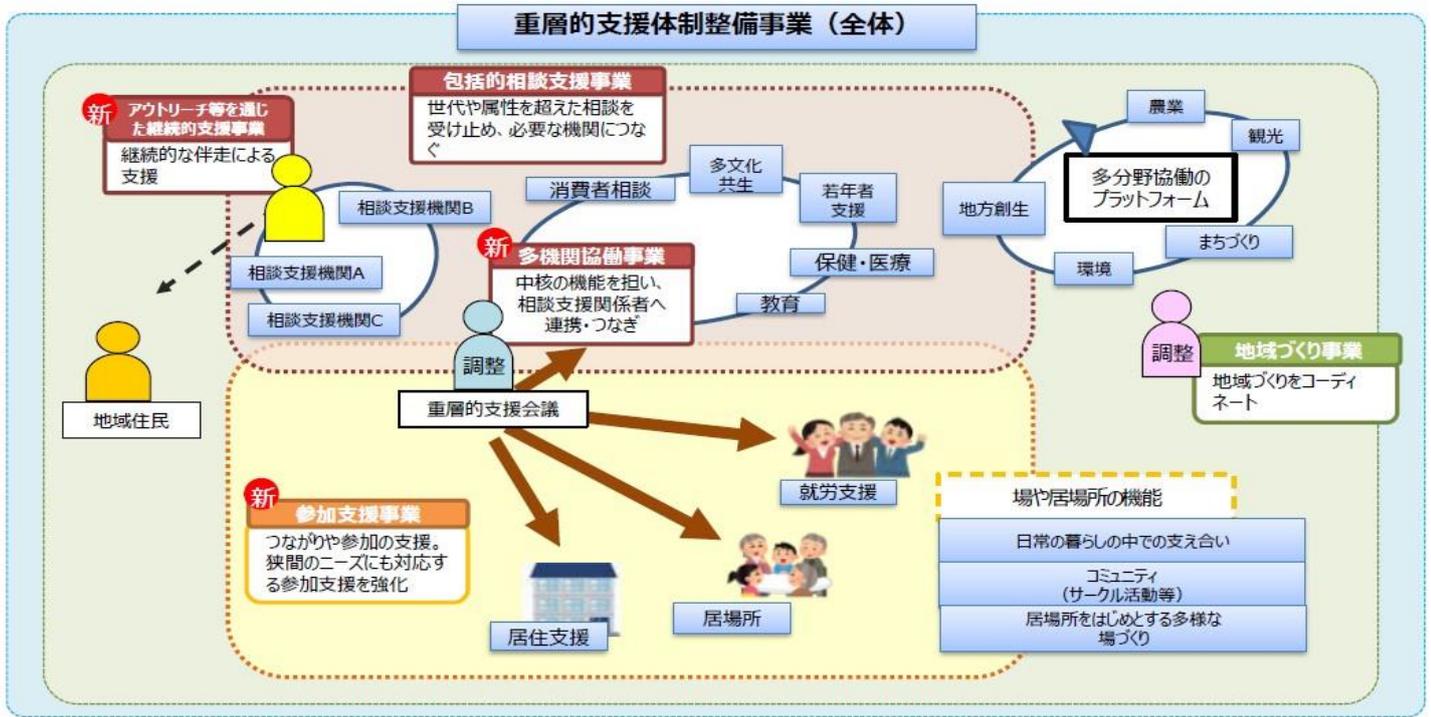
- ・交流の場、居場所の整備
- ・活動者や活動自体に対する支援

～重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）～



重層的支援体制整備事業の全体像

【国作成イメージ図】



【当市のイメージ】

